

岩手県最低賃金28円引き上げで821円に

◆ 岩手県の地方最低賃金を 28 円引き上げ 821 円とするよう、岩手地方最低賃金審議会の答申がなされました。改定額は 10 月 2 日から適用される見通しです。上げ幅は、ここ 20 年で最高だった令和元年と同じとなっています。県内はコロナ禍で依然厳しい経営状況にある中小企業も多く、賃上げのために各種助成金の拡充を求める声もあります。

【月給の場合の最低賃金チェックの仕方】

■ 基本給 130,000円 職務手当 10,000円 通勤手当 4,200円 合計 144,200円 年間労働日数 252 日 1日の労働時間 8 時間 月平均所定労働時間 (252×8÷12)=168 左のような場合、通勤手当は最低賃金の対象 とならないため、基本給と職務手当の合計で最 低賃金を下回っていないか判断します。

(130,000 + 10,000) ÷ 168 = 833 > 821 最低賃金を上回っており問題ありません。

■ 育児・介護休業法の改正について(2022.4~)

- ◆ 来年4月1日から、改正育児・介護休業法が施行されます。主な改正点は次のとおりです。
 - (1)労働者本人または配偶者の妊娠・出産について労働者から申出があった場合、事業主には次の二つが義務付けられます。
 - ① 当該労働者に対して育児休業に関する制度等を周知する
 - ② 育児休業の取得の意向を確認するための面談等の措置を講じる
 - (2)次の中からいずれかを選択して措置を講ずることが事業主に義務付けられます。
 - ① 育児休業に関する研修の実施
 - ② 育児休業に関する相談窓口の設置
 - ③ その他省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置

【参考】事業主における各種相談窓口

パート労働者相談窓口	2015.4.1	パートの給与・福利厚生等に関する相談
ハラスメント相談窓口	大企業 2020.4.1 中小企業 2022.4.1	セクハラ・マタハラについては対策強化
育児休業相談窓口	2022.4.1	上記(2)で選択の場合

助成金についてのご案内

◆ 最低賃金の改定、育児・介護休業の改正等に伴い、事業主には雇用維持・雇用環境の整備改善のための取り組みが求められるところですが、それら取組みが一定の要件に該当する場合、厚生労働省の各種助成金を受給することができます。別紙でその主なものをご紹介します。助成金は事前に計画書の提出が必要なものが多いため、活用をお考えの事業所様はお早めにご相談下さい。

熱中症にご注意下さい

- ◆ 岩手労働局のデータによりますと、昨年(令和2年)の岩手県の職場における熱中症発生件数は140件でした。例年7月と8月に集中しますが、昨年の数値をみますと9月の発生件数が7月を上回るという珍しい結果になっています。お盆を過ぎても注意が必要かも知れません。
- 020-0015 盛岡市本町通 2-3-4 TEL 019-622-1038 FAX 019-622-1056